

今、税理士・弁護士が伝えたい『会社の守り方』

- ◆ 自社については大丈夫だろうとは思っていても、いざ税務調査が来てしまったときにどう対応すればよいか全くわからない……。
- ◆ 突然の未払残業代請求。そのような事態を防ぐ対応・事前策はあるのだろうか？
- ◆ なかなか払ってくれない未収金の回収をしたいが、何から始めたらいいのか？

そんなお悩みお持ちではありませんか？

今回のセミナーでは、税務調査や残業代請求、未収金回収などの問題について皆様が悩みがちな問題を丁寧に解説し、解決のカギをご提案いたします！



【 セミナーの内容 】	【 講師プロフィール 】
第1部（13：00～14：20） 税理士が伝えたい「税務調査の実態」 ～これで税務調査の不安は解消！～ 1. 税務調査の基本を把握する 2. 税務調査の正しい対処（準備～調査中） 3. 税務調査を上手に終わらせる（交渉～修正申告）	【講師】十佐近敬介 大塚理之 千葉県税理士会所属。 とともに税務調査に強い都内の税理士法人にて実務を学んだ後、タックスパートナー税理士法人を設立。 多くの実体験から現場で行われている税務調査の実態やノウハウを学び、税務調査に不安を抱える方のお役に立ちたいと思い本セミナーを企画。
第2部（14：30～15：50） 弁護士が伝えたい「残業代請求対策と未払債権回収」 1. 残業代請求の対策（予防編） 2. 残業代請求の対策（紛争編） 3. 事例から学ぶ 債権回収の要点	【講師】佐藤孝丞 沼倉悠 千葉県弁護士会所属。 都内・千葉市の法律事務所で各々が実務経験を積んだ上で、新久総合法律事務所を共同設立。 残業代請求事件をはじめとする労働事件や債権回収事件等に注力している。
第3部（16：00～17：00） 税理士・弁護士による個別相談会	【担当】 税理士： 十佐近敬介 大塚理之 弁護士： 佐藤孝丞 沼倉悠
【 開催日時・場所 】	【 参加費 】
日時：平成29年1月16日（月曜日） 13：00～17：00（受付開始12：30～） 場所：千葉商工会議所（043-227-4101） 千葉市中央区中央2-5-1 千葉中央ツインビル2号館13階	参加費：1社様につき1,000円 ※当日現金支払。クレジット決済は行っておりません。 定員：50人

申込方法等は裏面をご覧ください！

タックスパートナー税理士法人とは

お客様のよきパートナーになることを目指し、平成28年10月に設立しました。

お客様目線を大事にし、フットワークの軽さやわかりやすい説明でも好評をいただいております。



タックスパートナー 税理士法人

〒260-0027 千葉県千葉市中央区新田町 11-1

小川第2ビル5-B号

TEL : 043-301-5365 FAX : 043-301-5366

URL : <http://taxpartner.co.jp/>



新久総合法律事務所とは

「あなたと地域のシンクタンクに」をモットーに、クライアントに安心と繁栄を提供すべく弁護士サービスを行っております。労務管理・知的財産・債権回収等の企業法務、不動産・建築・一般民事・家事・刑事等の個人法務に注力しております。



Shinku Partners

新久総合法律事務所

〒260-0027 千葉県千葉市中央区新田町 11-1 小川第2ビル6階

TEL : 043-244-1110 FAX : 043-332-9480

URL : <https://www.shinku-law.jp/>



お申込書 (FAX 043-332-9480)

貴社名	ふりがな		
ご担当者名	ふりがな		
所在地	〒 —		
ご連絡先	TEL	FAX	
	業種	ご参加人数	名
ご参加するセミナー (複数可)	<input type="checkbox"/> 第1部 税理士が伝えたい「税務調査の実態」 <input type="checkbox"/> 第2部 弁護士が伝えたい「残業代請求対策と未払債権回収」 ※ 第3部の個別相談会のみのご参加はできません。		
※ご質問やご不明な点などございましたら、下記連絡先までご連絡ください。 【申込・連絡先】 新久総合法律事務所 〒260-0027 千葉市中央区新田町 11-1 小川第2ビル6階 TEL 043-244-1110 / FAX 043-332-9480			